

# 第33回 杉谷馬事公苑馬場馬術記録会 実施要項

期日：2021年9月4日(土)・9月5日(日)

場所：杉谷馬事公苑

主催：(株)シーダーバレー 杉谷乗馬クラブ

公認：公益社団法人 日本馬術連盟

## 1. 競技日程及び実施基準

日程		種目
9/4 (土)	非公認	(1) JEF馬場馬術競技A2課目 2013
	公認	(2) JEF馬場馬術競技 L1課目 2013
	公認	(3) JEF馬場馬術競技 M1課目 2013
	公認	(4) JEF馬場馬術競技 S1課目 2013
	公認	(5) FEIセントジョージ賞典馬場馬術課目 2009
	公認	(6) FEIインターメディアエイト I 馬場馬術課目 2009
	公認	(7) FEIグランプリ馬場馬術課目 2009
9/5 (日)	非公認	(8) JEF馬場馬術競技A2課目 2013
	公認	(9) JEF馬場馬術競技 L2課目 2013
	公認	(10) JEF馬場馬術競技 M2課目 2013
	公認	(11) JEF馬場馬術競技 S2課目 2013
	公認	(12) FEIセントジョージ賞典馬場馬術課目 2009
	公認	(13) FEIインターメディアエイト I 馬場馬術課目 2009
	公認	(14) FEIグランプリ馬場馬術課目 2009

※但し 運営上の都合により競技順序を変更する事もあります。

## 2. 参加資格

- ① 自馬を携行する乗馬家で、何らかの傷害保険の加入者であること。
- ② 公認種目に出場する選手及び馬匹は、申込みの時点で日本馬術連盟に登録されていること。
- ③ 公認種目に出場する選手は、日本馬術連盟の騎乗者資格B級以上を取得していること。

## 3. 審判規定

日本馬術連盟競技会規程(最新版)

全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程(最新版)

## 4. 参加条件

- ① 同一種目には 1馬1回限りの出場とする。(但し、第1・第8競技は除く)
- ② 公認種目については、オープン参加は認めない。

## 5. 申し込み及び締め切り

- ① 申し込みは、所定の用紙に記入の事。
- ② 申し込み先

〒594-0032 大阪府和泉市池田下町2547

第33回杉谷馬事公苑馬場馬術記録会

TEL 0725-56-2020 FAX 0725-56-4770

- ③ 締切日 **2021年8月13日(金)**

- ④ 一度納入した参加料は競技に出場しない場合でも返却はしない。  
ただし、主催者側の都合競技を取りやめた場合は、この限りではない。

## 6. 参加料

- ① 参加馬登録料 1頭 10,000円
- ② 出場料 1鞍 12,000円

## 7. 参加料納付先

三井住友銀行 和泉支店 普通預金 口座番号 1524182 株式会社シーダーバレー
---

## 8. 入退厩について

- ① 入厩期日：9/3(金)～9/5(日) 8:00～18:00
- ② 退厩期日：競技終了後速やかに行うこと

## 11. その他

- ① 馬糧は各自が持参し、退厩の際はすべて持ち帰ること。
- ② 参加馬は、法定による検査を実施済みの事。又、インフルエンザ予防接種を完了し健康手帳を携行すること。
- ③ 仮厩舎においては、チップを支給する。寝藁の使用は禁止する。
- ④ 万一、人馬の事故が発生した場合、応急処置はするが、大会実行委員会及び主催者はその責を負わない。
- ⑤ 参加選手が満20歳未満の場合、大会参加申込として申込書を提出した時点で保護者の同意を得ていること。
- ⑥ 厩舎及びその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- ⑦ 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- ⑧ 当クラブが定める事項及び打合せ会における注意事項を厳守すること。
- ⑨ 一般者及び馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。
- ⑩ 厩舎地区での喫煙は禁止する。
- ⑪ 大会参加申し込みとして申込書を提出した時点で、大会主催者が発行する媒体及び運営するサイト等に選手名・馬名・所属団体名及び写真・動画を掲載することの承諾を得たものとする。

## 12. 入厩条件

※当公苑の施設に入厩する馬匹は、下記の条件を満たしてください。

### 【1】衛生条件

- (1) 繋養場所の全頭に対し、軽種馬防疫協会が推奨するワクチンプログラムに則ったワクチン接種が行われていること。
- (2) 入厩前の滞在場所に馬インフルエンザ感染馬がいる場合は、当該施設から入厩は許可しない。
- (3) 競技場入厩の1週間前から極力馬の移動を控え、入厩直前に発熱、咳や鼻水などの臨床症状がないことを確認すること。

### 【2】入厩条件

- ① 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。  
馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明がされていること。
  - ・ 基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから21日以上・2ヶ月以内に2回目のワクチン接種を行い、その後、7ヶ月以内に最初の補強接種を行いそれ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
  - ・ 競技場に入厩する6ヶ月+21日以内に補強接種(または基礎接種の2回目)を受けていなければならない。
- ② 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前1週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- ③ 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- ④ 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中(3ヵ月)の馬匹は入厩できない。